

はつかいち再発見ツアー

1 目的

「はつかいち再発見ツアー」において市内にある観光体験施設等を、特別価格にすることでより多くの方に利用してもらい、はつかいちの良さを深く知ってもらう。そして、SNSなどの口コミ・情報発信を促し、アフターコロナの誘客・リピーターの増加等に備える。

2 キャンペーン期間

令和2年6月26日から令和3年1月31日まで

※令和2年8月24日から、利用者の対象範囲を拡大

(宿泊なしの市民、市民等以外の市内宿泊者を追加)

※ただし、市内のコロナウイルスの発生状況や定員に達した場合など、期間中であってもキャンペーンを中止する場合があります。

3 内容

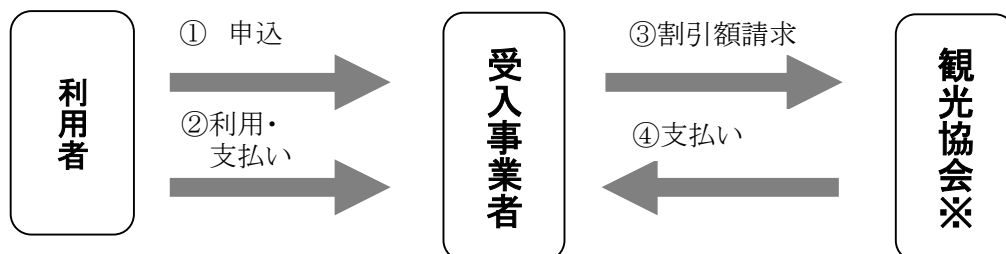
はつかいち再発見ツアーの支援として、体験料等を助成する。

- ・ 1人あたり体験料最大1/2を助成
- ・ 1事業者3ツアーまでとし、上限金額は50万円まで

※料金は割引率50%以内で設定してください。

※宿泊者については、通常価格が1,000円以下の場合、無料としますが、宿泊者以外には原則として一定の負担を求めることとします。

4 スキーム



※割引額の請求先は、宮島エリアの事業者は宮島観光協会、それ以外のエリアは、はつかいち観光協会となります。

5 留意事項

(1) 割引対象者の範囲

- ・ 廿日市市内の宿泊施設へ宿泊した方あるいは予約した方。
- ・ 宿泊を伴わない市民（市内在住・在勤・在学者）とその同行者4名まで

(2) 予約から助成金支給までの流れ

- ①利用者は、「今こそ廿日市」専用サイトから連絡先を確認し、電話等で直接予約をします。その際、割引対象者であることを確認してください。
- ②当日、宿泊証明書、領収書、スタンプラリーの台紙等にて、宿泊していることを確認してください。宿泊前の場合は、様式2「オプションツアー参加にかかる申出書」を、宿泊なしの市民については、様式5「参加申込書」をご記入いただください。
- ③支払いの際に、利用者には、様式1-①の「はつかいち再発見ツアー参加者リスト」に

記入していただきます。宿泊無しの市民については、様式1-②「はつかいち再発見ツアー参加者リスト（市民用）」は各事業者で記入してください。

- ④割引額は、各観光協会へ請求してください。様式3「請求書」に、様式1-①②「参加者リスト」と様式2「申出書」、様式5「参加申込書」を添付して観光協会までお送りください。原則支払いは、9月・11月・2月の月末とします。支払い月の10日までに請求書を提出してください。毎月の支給をご希望の場合は、事前にご連絡ください。

(3) 予約状況の報告

利用状況を把握するため、毎週火曜日に、様式4「はつかいち再発見ツアー申込状況報告書」を廿日市市観光課までFAXまたはメールで報告してください。

また、専用サイトにカレンダー形式で満席・空席の情報を掲載しますので、定員に達した場合は、廿日市市観光課まで電話にてご連絡ください。

はつかいち再発見ツアーQ&A

	Q. 質問	A. 回答
1	複数のツアーに参加できますか	できます。
2	同じツアーへの参加上限はありますか	あります。 宿泊1回につき、1人1回・宿泊なしの市民は1人1回のみのご利用となります。
3	荒天により実施できない場合どうなりますか	できるだけ雨天時の代替をご用意ください。 やむを得ず荒天で中止する場合は、キャンペーン期間中はいつでも利用できますので、別日での利用を促してください。
4	実行委員会が発行するプレミアム付チケットとの併用はできますか	できます。
5	その他のクーポン券や助成券との併用は可能ですか	可能です ただし、併用するその他のクーポン等の利用条件により併用できない可能性もあるため、最終的には各事業者等の判断に委ねます。
6	予算の管理はどのように行いますか？	毎週の予約状況報告で把握します。 請求の際、1事業者あたり50万円以上の請求はできません。
7	市民限定宿泊キャンペーン利用者以外の対象者はどのように確認しますか？	運転免許証や保険証、社員証、学生証などで確認してください。市外の宿泊者については、宿泊施設の領収書等で確認してください。

【問い合わせ先】

『はつかいち再発見ツアーの割引額の精算に関すること』

- はつかいち観光協会 宮島口事務所

TEL：0829-30-8021 / FAX：0829-30-9821

メール：desk@hatsu-navi.jp

- 宮島観光協会

TEL：0829-44-2011 / FAX：0829-44-0066